

教職第585号  
令和元年9月26日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立学校長  
総務事務センター所長

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 通勤手当に係る鉄道等運賃改定に伴う事務処理について（通知）

令和元年10月1日から実施される消費税率の引上げに伴い、鉄道及びバス各社において、令和元年10月1日より運賃が改定されます。交通機関を利用して通勤している職員につきましては、運賃改定に伴う通勤手当の事務処理を下記のとおり行う必要がありますので御留意ください。

記

#### 1 事実発生日の取扱い

##### （1）定期券により認定されている場合

支給単位期間が運賃改定日をまたいでいる場合、運賃改定日をもって即日に改定後の運賃が適用されるのではなく、運賃改定日をまたいだ支給単位期間における最後の月の末日をもって変更の事実が生じたものとみなします。

6か月定期券による認定を受けている職員のみなし事実発生日は下記のとおりとなります。（改定日：令和元年10月1日の場合）

ただし、金額式IC定期券により認定されている場合で、認定されている定期券では改定後に新たに運賃の負担が生じる場合には、運賃改定日が事実発生日となります（別添資料参照）。

支給月	みなし事実発生日
4月、10月	令和元年10月1日（実改定日）
5月、11月	令和元年10月31日
6月、12月	令和元年11月30日
7月、1月	令和元年12月31日
8月、2月	令和2年1月31日
9月、3月	令和2年2月29日

なお、新幹線通勤等、3か月定期券での認定となっている場合は、下表のとおりとなります。

支給月	みなし事実発生日
4月、7月、10月、1月	令和元年10月1日（実改定日）
5月、8月、11月、2月	令和元年10月31日
6月、9月、12月、3月	令和元年11月30日

（2）回数券又はＩＣカードにより認定されている場合  
運賃改定日が事実発生日となります。

## 2 認定簿の取扱い及び給与報告

運賃改定に伴う認定経路変更の際の認定は、通勤届の裏面の「確認及び決定欄」で行ってください（別紙参照）。この場合には、職員から届を再度提出していただく必要はありません。（職員が自ら経路変更を申し出た場合は届の提出が必要です。）

また、運賃改定に伴う認定を行った職員の給与報告について、遺漏のないようお願いします。

## 3 留意事項

運賃改定に伴い、これまでの認定経路が最も経済的かつ合理的と認められる経路ではなくなる可能性がありますので、現在認定されている経路につきまして確認をお願いします。

## 別添

### バス運行会社の金額式 IC 定期券価額により認定されている場合の 運賃改定に伴う通勤手当の事務処理について

標記の件について該当がある場合、以下を参考に改定後の運賃額等を確認の上、事務処理を行ってください。

#### 1 新たに運賃の負担が生じる場合（国際興業バスの資料より抜粋）

金額式 IC 定期券は、設定運賃の範囲内の区間で利用可能な定期券であるため、運賃改定後の「IC 運賃」が「金額式 IC 定期券の設定運賃」を上回る場合、その差額が「乗越扱い」として乗車ごとに IC カードのチャージ残額から精算されます。

【例】運賃改定後も利用可能期間のある金額式 IC 定期券を所持している場合

（設定運賃：240円区間（運賃改定前））

※ 現金運賃240円区間の運賃改定後の運賃は、現金：250円／IC：242円

この場合、所持している金額式 IC 定期券を運賃改定後に使用した場合の運賃負担  
242円（乗車区間の運賃改定後の IC 運賃）－  
240円（所持している金額式 IC 定期券の設定運賃）=2円  
⇒ 差額2円が乗越扱いとして乗車ごとに精算されます。

#### 2 通勤手当の事務処理の取扱いについて

原則的な事実発生日の考え方については、通知内1（1）によりますが（**例1**、**例2**参照）、現在認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日をまたいでおり、かつ、上記1のように運賃改定後に新たな運賃が生じる場合には、支給単位期間における最後の月の末日を事実発生日とみなすのではなく、改定日を事実発生日として改定処理を行います（**例3**参照）。

【例1】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日をまたいでいない場合

【例2】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日をまたいでいるが、運賃改定後に新たな運賃が生じない場合

【例3】認定されている金額式 IC 定期券の支給単位期間が改定日をまたいでおり、かつ、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じる場合

【例1】認定されている金額式IC定期券の支給単位期間が改定日をまたいでいる場合

○現在認定されている金額式IC定期券 設定金額：280円区間  
支給単位期間：6か月（4月、10月）

○認定区間のバス片道運賃（それぞれ同一バス会社）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃280円 (IC運賃279円)	現金運賃290円 (IC運賃284円)
所属最寄駅～所属	現金運賃180円 (IC運賃175円)	現金運賃180円 (IC運賃178円)

⇒ 改定日（10/1）を事実発生日として、10月から改定。  
(290円区間の金額式IC定期券で認定（280円区間ではないので注意）)

【例2】認定されている金額式IC定期券の支給単位期間が改定日をまたいでいるが、運賃改定後に新たな運賃が生じない場合

○現在認定されている金額式IC定期券 設定金額：200円区間  
支給単位期間：6か月（9月、3月）

○認定区間のバス片道運賃（それぞれ同一バス会社）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃200円 (IC運賃195円)	現金運賃200円 (IC運賃199円)
所属最寄駅～所属	現金運賃180円 (IC運賃175円)	現金運賃180円 (IC運賃178円)

※ 改定後も新たな負担は生じない。  
(改定後のIC運賃（199円,178円）が  
認定されている金額式IC定期券の設定金額（200円）以内で収まっている。)

⇒ 改定日をまたいだ支給単位期間における最後の月の末日（2/29）を  
みなし事実発生日として、3月から改定。  
(200円区間の金額式IC定期券で認定)

【例3】認定されている金額式IC定期券の支給単位期間が改定日をまたいでおり、かつ、運賃改定後に新たな運賃の負担が生じる場合

○現在認定されている金額式IC定期券 設定金額：240円区間  
支給単位期間：6か月（9月、3月）

○認定区間のバス片道運賃（それぞれ同一バス会社）

	運賃改定前	運賃改定後
自宅～自宅最寄駅	現金運賃240円 (IC運賃238円)	現金運賃250円 (IC運賃242円)
所属最寄駅～所属	現金運賃200円 (IC運賃195円)	現金運賃200円 (IC運賃199円)

※ 改定後に新たな負担が生じる。

（改定後のIC運賃（242円）が

認定されている金額式IC定期券の設定金額（240円）を上回っている。）

⇒ 改定日（10/1）を事実発生日として、10月から改定。

（250円区間の金額式IC定期券で認定（240円区間ではないので注意））

既に認定されている定期券は払い戻し。（払戻日9/30）

〈各月の通勤手当支給額イメージ〉

支給月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国際興業 (金額式IC 6ヶ月定期券)						54,430	55,350		
返納							-39,510		
合計						54,430	15,840		

↑  
(運賃改定に伴う認定)

※返納額の計算 54,430円（定期券額）-240円（片道設定運賃）×2回（往復分）  
×30日（経過日数 9/1～9/30：30日）-520円（手数料）  
= 39,510円

別紙

普通交通機関等において運賃が改定された場合の通勤届の事務処理について

通勤届（裏面）の下欄を使用し、改定後の普通交通機関等の運賃により認定してください

【記入例①】運賃改定日が10月1日で支給月が4、10月の場合（電車で認定されている場合）

確認及び決定欄							平成29年4月3日受理		
普通交通機関等利用者 順路	算出の基礎となる定期券回数券その他の別	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月（毎月支給は省略）	備考	
	1	JR線 久喜～浦和	6か月定期券	59,090円	59,090円 (6箇月)	9,848.33円	平成29年4月から	4,10	
	2				円 (箇月)	円	平成年月から		
	3				円 (箇月)	円	平成年月から		
	4				円 (箇月)	円	平成年月から		
	自動車等の額（自動車等の使用距離km）（加算額円）							円	
普通交通機関等と自動車等の合計額円							円		
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき			{55,000+（ ）} × [ 箇月 ] = 円			平成年月から		9,848円	
			(差額2分の1相当額(20,000円が限度)円)						

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄						
<input checked="" type="checkbox"/> 運賃等改定 <input type="checkbox"/> 規定改正 <input type="checkbox"/> 支給単位期間変更 <input type="checkbox"/> 普通交通機関等				令和元年10月1日適用		
自動車等						
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月（毎月支給は省略）	取扱者認印
1	6か月定期券	60,180円 (6箇月)	10,030円	令和元年10月から	10,4	
2		円 (箇月)	円	から		
3		円 (箇月)	円	から		
4		円 (箇月)	円	から		
自動車等（km）円						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 10,030円						
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき						
新幹線鉄道等						
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月	取扱者認印
1		円 (箇月)	円	年月から		
2		円 (箇月)	円	年月から		
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき						
□返納返納事由（規則第12条の2第1項）：						
対象普通交通機関等（新幹線鉄道等）		払戻金相当額（払戻金1/2相当額）の算出基礎	払戻金相当額（払戻金1/2）	事由発生年月	取扱者認印	
1			円	年月		
2			円	年月		
3			円	年月		
4			円	年月		
令和元年10月3日決定						
備考：令和元年10月1日JR線運賃改定						
取扱者認印	○	○	○	○		

【記入例②】運賃改定日が10月1日で支給月が6, 12月（支給単位期間が運賃改定日をまたぐ）の場合（電車で認定されている場合）

確認及び決定欄				平成29年6月1日受理					
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考
	1	JR線 久喜 ～浦和	6か月定期券	59,090円	59,090円 (6箇月)	9,848. <sup>33</sup> 円	平成29年6月から	6,12	
	2				円 (箇月)	円	平成 年 月から		
	3				円 (箇月)	円	平成 年 月から		
	4				円 (箇月)	円	平成 年 月から		
	自動車等の額 (自動車等の使用距離 km) (加算額 円)				円 [1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 普通交通機関等と自動車等の合計額 9,848円]				

運賃等改定・支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄					
<input checked="" type="checkbox"/> 運賃等改定 <input type="checkbox"/> 規定改正 令和元年12月 1日適用 <input type="checkbox"/> 支給単位期間変更			<b>自動車等</b> 年 月適用 加算額 円 円 55,000円を超えるとき 円		
普通交通機関等					
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月 <small>（毎月適用時）</small>
1	6か月定期券	60,180円 (6箇月)	10,030円	令和元年12月から	12,6
2		円 (箇月)	円	から	
3		円 (箇月)	円	から	
4		円 (箇月)	円	から	
自動車等 ( . km) 円					
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 10,030円					
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき 年 月から					
新幹線鉄道等					
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月
1		円 (箇月)	円	年 月から	
2		円 (箇月)	円	年 月から	
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき 年 月から					
<input type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 返納事由 (規則第12条の2第1項) :					
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)		払戻金相当額(払戻金1/2相当額)	払戻金相当額(払戻金1/2)	事由発生年月	
1			円	年 月	
2			円	年 月	
3			円	年 月	
4			円	年 月	
令和元年12月3日決定					
備考: 令和元年10月1日 JR線運賃改定 (令和元年11月31日を事実発生日とみなす)					
取扱者認印	認定はみなし事実発生日から手当額改定後最初の 手当支給日までに行ってください。				

【記入例③】運賃改定日が10月1日で支給月が9, 3月（支給単位期間が運賃改定日をまたぐ）の場合で、新たな負担の生じる金額式IC定期券で認定されている場合

平成30年9月1日受理								
普通交通機関等利用者	算出の基礎となる 普通交通機関等	定期券 回数券	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等 相当額	普通交通機関等 認定の始期	支給月 (毎月支給 は省略)	備考
	普通交通機 関等の名称	その他の 別	利用区間					
	1 <b>国際興業 バス</b>	■■バス停 ～○○駅東 口、 ××駅西口 ～□□バス 停 6か月定期券 (金券式IC 定期券、 設定運賃 240円))	54,430円	54,430 円 ( 6 箇月)	9,071.66 円	平成30年9月から	9,3	
	2			円 ( 箇月)	円	平成 年 月から		
	3			円 ( 箇月)	円	平成 年 月から		
	4			円 ( 箇月)	円	平成 年 月から		
自動車等の額 (自動車等の使用距離 . km) (加算額 円) 円								
普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 9,071 円								
普通交通機関等と自動車等の合計額		1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき		{55,000 + ( )} × [ 箇月] = 円 (差額2分の1相当額(20,000円が限度) 円)		平成 年 月から		

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄						
<input checked="" type="checkbox"/> 運賃等改定 <input type="checkbox"/> 規定改正 令和元年10月 1日適用 <input type="checkbox"/> 支給単位期間変更				自動車等		
普通交通機関等						
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月(毎月適用)	
	1	6か月定期券(金額式IC定期券、設定運賃250円)	55,350円(6箇月)	9,225円	令和元年10月から	10.4
	2					
	3					
	4					
自動車等 ( . km)						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 9,225円						
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき			年月から			
新幹線鉄道等						
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月	
	1					
	2					
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき			年月から		
	<input checked="" type="checkbox"/> 返納 <input type="checkbox"/> 返納事由(規則第12条の2第1項):					
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)		払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎	払戻金相当額(払戻金1/2)	事由発生年月		
1	国際興業バス	54,430-(240×2×30+520)	39,510円	令和元年9月		
2				年月		
3				年月		
4				年月		
令和元年10月3日決定						
備考: 令和元年10月1日 国際興業バス運賃改定 (改定により新たな負担が生じるため、運賃改定日を事実発生日として改定)						
取扱者認印						